

川監委収第 155 号
平成 22 年 12 月 2 日

請 求 人 様

川越市監査委員 江 田 俊 雄
同 川 村 光 房

川越市職員措置請求書の監査結果について(通知)

平成 22 年 10 月 14 日付けで提出された議会運営委員会における行政視察の旅費計算に関する川越市職員措置請求書について、監査した結果を地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり通知する。

第 1 監査委員の除斥

監査委員のうち石川良三郎委員及び清水京子委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

第 2 請求の受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

川越市職員措置請求書、事実を証する書面及び請求人の陳述に基づき、請求の要旨を次のように解し監査を実施した。

1 請求の要旨

平成 22 年 8 月 5 日～6 日に行われた議会運営委員会行政視察について、不当な支出があるため、市長に、議会運営委員会委員長及び正副議長に対して、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費との差額を返還請求するよう求めるとするものである。

2 違法又は不当とする主な理由

- (1) 「行政視察行程」と「旅費(概算・精算)請求の運賃内訳説明」によれば、8 月 5 日に村上市役所、翌日の 6 日に前橋市役所を訪問している。8 月 5 日の村上市役所訪問後、新潟駅へ行き、市内ホテルに宿泊しているが、上記 2 か所への視察を行うのであれば、宿泊を伴う視察である必要はない。

- (2) 8月5日の村上市役所訪問後に川越へ戻り、6日に前橋市役所へ改めて訪問することで、視察旅費は少なく済む。議員の旅費の計算は、議会の議員の議員報酬等に関する条例第4条により、川越市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）に規定するところによるものとされているが、旅費条例第7条にある「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」が守られていない。

当該旅費は、議会運営委員と正副議長及び随員職員の合計で816,300円であったが、宿泊をしない視察を行うことで、649,760円の支出で済むことになり、166,540円が不当に支出されてしまったものである。

- (3) 職員の場合は、朝6時より早く出発しなければ仕事先に間に合わない場合には前泊をすることを認め、また、夜10時までに帰ることができない場合には後泊を認めるという決まりの中で旅費計算が行われている。それに鑑みれば、議員であっても当該視察において8月5日は、行程にある時間8時5分に出発し、予定の15時44分に村上駅から復路につけば、19時8分に川越駅に到着できる。また、8月6日は、改めて川越駅を9時51分に出発すれば、前橋駅に11時40分に到着できる。それらのことから、宿泊を伴う旅行にする必要は全くなかったと言える。議員及び随員職員が行う旅行だけを、職員だけの場合の旅費とは違う旅費計算をすることを認めることはできない。
- (4) 旅費条例第7条にある「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」が守られていない概算請求であったにもかかわらず、請求額をそのまま支払うことは、公費を支出する会計管理者の責任も問うべきである。

3 個別外部監査契約に基づく監査の要求

〈理由〉

- (1) 監査委員4名のうち2名は現職の議員であり、利害関係にあると考える。
- (2) 現在の監査委員は、元市議会議員や元市職員であることから、過去や現在においても、当該「旅費条例」によって視察などへ出かける立場にある方々であるため、本監査請求の監査をするに相当ではない。
- (3) 監査委員が行政や議会から「独立が保たれている」としても、客観性、透明性、信頼性を高めるべく、個別外部監査契約に基づく監査にすべきである。

4 監査対象部局等

- (1) 対象部局等
議会事務局、総務部職員課、会計室
- (2) 事情を聴取した職員

議会事務局副事務局長、同参事、同庶務課主査、同議事課主幹
総務部職員課長、同職員課主任
会計室長、会計室主査

5 請求人の証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定により、平成22年11月8日、請求人に対し陳述の機会を与えた。その際、新たな証拠は提出されなかった。

第4 個別外部監査契約に基づく監査について

請求人は、本請求について個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、監査委員の独立性は保持されており、外部監査人の監査によらなければならない特段の理由はないため、監査委員による監査とした。

第5 事実確認

1 行政視察について

- (1) 本件行政視察は、議会運営委員会において、喫緊の課題である決算審査及びインターネット中継を調査項目とし、平成22年8月5日から6日にかけて、村上市及び中核市である前橋市の視察の実施を決定した。
- (2) 議会運営委員長は川越市議会会議規則第99条に基づき、議長あてに視察の日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を提出し、議長は視察の目的、日程の必要性及び妥当性を検討し、これを承認した。
- (3) 視察の行程については次のとおりであった。

8月5日	8時5分	川越駅発	
	11時45分	村上駅着	村上市視察
	15時44分	村上駅発	
	16時33分	新潟駅着	新潟市内泊
8月6日	10時11分	新潟駅発	
	12時3分	前橋駅着	前橋市視察
	15時00分	前橋駅発	
	16時59分	川越駅着	

以上のとおり、視察が実施されたことを行政視察報告書、復命書及び関係人聴取により確認した。

- (4) 行政視察の主な目的と結果については、次のとおりであった。

① 村上市視察

決算審査を4常任委員会に分割付託し、9月議会中に認定している。

また、委員会は同日開催とせず、担当委員会以外の議員も傍聴でき、発言

も2問まで可能としている先進事例を見聞した。更に、平成20年度に導入した本会議のインターネット配信導入までの経緯、現状及び録画データの図書館での貸出について見聞した。

② 前橋市視察

決算審査を4常任委員会に分割付託し、9月議会中に認定している。また、各委員会の審査は1日で、同日開催とせず、担当委員会以外の議員も傍聴できることとしている。更に、本会議において会派構成に応じて質問時間を配分するなど時間配分の合理化が図られている先進事例を見聞した。

2 旅費の支給について

- (1) 議員が公務のために旅行したときの費用弁償については、議会の議員の議員報酬等に関する条例第4条第1項に規定され、その種類及び支給方法は同条例第2項において、旅費条例の規定を準用して支給することとなっている。また、旅費条例は、公務のために旅行する職員等に対し必要な事項を定めており、この条例に基づき、今回の視察旅費として、委員及び議員1人あたり48,060円（運賃24,960円、日当6,600円、宿泊料16,500円）、随行職員1人あたり47,820円（運賃25,320円、日当6,000円、宿泊料16,500円）が概算払いとして支給され、過不足額なく精算された。
- (2) 公費の支出の手続きについては、旅行命令に従い、議会事務局庶務課長が支出負担行為兼支出命令を専決し、同命令書が会計管理者に送付され、会計管理者は、議会の議員の議員報酬等に関する条例、旅費条例、同規則及び川越市会計規則に基づき、同命令書及び関係書類等による審査を行い、その内容が適正であると認め支出した。

3 宿泊の制限について

請求人が主張する「職員の場合は、朝6時より早く出発しなければ仕事先に間に合わない場合には前泊をすることを認め、また、夜10時までに帰ることができない場合には後泊を認めるという決まりの中で旅費計算が行なわれている。」については、明文化した規定はなく目安としたもので、「決まり」とは言えず、拘束力のないものであることを確認した。

第6 監査の結果

請求の内容について確認した事実に基づき、慎重な監査を行った結果は、以下のとおりである。

まず、請求人は、「8月5日に村上市役所、翌日の6日に前橋市役所を訪問し

ている。8月5日の村上市役所訪問後、新潟駅へ行き、市内ホテルに宿泊しているが、上記2か所への視察を行うのであれば、宿泊を伴う視察である必要はない。」と主張している。

本市では、宿泊の制限に関する規定は定められていないが、旅費条例からみると、旅行の用務の内容、経路の難易、天災その他やむを得ない事情等を総合的に考慮して、旅行命令権者が判断すべきものとする。

本件の行政視察は、議会運営委員会が旅行日程を決定し、旅行命令権者である議長が妥当性をもって承認した視察であり、宿泊を伴う視察である必要がないとする主張には根拠が認められない。

次に、『旅費条例第7条にある「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」が守られていない。』と主張しているが、同条の規定内容を解釈すれば、通常の経路とは、ある区間を旅行する場合に、社会一般の者が通常利用する経路を意味するものである。また、最も経済的とは、通常の経路が2以上ある場合に、そのうち最も費用の安い経路によって旅費を計算することを意味し、最も経済的な通常の方法とは、旅行目的に支障のない限り、通し切符、往復割引切符、回数券等を利用するというような、通常考えられる旅費使用の方法を指すものであり、本件視察旅費において条例が守られていないとする事実は認められない。

次に、「議員及び随員職員が行う旅行だけを、職員だけの場合の旅行とは違う旅費計算をすることを認めることはできない。」と主張しているが、議会の議員の議員報酬等に関する条例第4条第2項及び旅費条例の規定のとおり旅費計算がなされている。

最後に、『旅費条例第7条にある「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」が守られていない概算請求であったにもかかわらず、請求額をそのまま支払うことは、公費を支出する会計管理者の責任も問うべきである。』と主張している。

会計管理者は、議会の議員の議員報酬等に関する条例、旅費条例、同規則及び川越市会計規則に基づき、同命令書及び関係書類等による審査を行い、適正に公費を支出している。

以上のことから、本請求には理由がなく、措置する必要がないと判断する。